

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市環境審議会		
事務局 (担当課)		市民生活部 市民環境室 環境創造課 内線(2933)		
開催日時		平成22年2月12日(金) 18時00分～20時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	竹岡委員(会長)、木下委員(副会長)、井口委員、豊福委員、中野委員、服部委員、河野委員、中本委員、深田委員、宮坂委員、越田委員、勝野委員、水田委員		
	その他			
	事務局	市民生活部長：多田 仁三、 市民環境室長：福西 義昭、 課長：杵田 功、 課長補佐：岡崎 健作、 主査：山崎祐美子、 主任：清 正弘		
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	6 人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 辞令交付</li> <li>2 正副会長の選任</li> <li>3 川西市環境率先行動計画〈平成20年度〉実績報告</li> <li>4 環境保全条例改正作業の経過報告</li> <li>5 その他</li> </ol>			
会議結果	詳細は別紙審議経過のとおり			

## 審 議 経 過

事務局

定刻になりましたので、川西市環境審議会を開会いたします。  
その前に、まず会議次第1の委嘱状の交付をさせていただきます。

水田副市長から交付させていただきます。委員のみなさま、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、その場で委嘱状をお受けください。

まず、学識経験者選出の委員から行わせていただきます、

元兵庫医科大学教授の 井口 弘 委員です。

大阪大学大学院教授の 木下 修一 委員です

大阪大学名誉教授の 竹岡 敬温 委員です。

関西大学教授の 豊福 俊英 委員です。

神戸山手大学教授の 中野 加都子 委員です。

今回、新しく就任いただきました兵庫県立大学教授で、人と自然の博物館自然・環境再生研究部長の服部 保 委員です。

続きまして、市民選出の委員です。

川西市生活学校連合会会長の河野 智子 委員です。

今回、新しく委員に就任いただきました猪名川・神崎川水質研究グループ、世話人代表の中本 二郎 委員です。

川西市商工会副会長の深田政宏 委員です。

なお、川西市コミュニティ協議会連合会理事の石井研二委員は、本日この時間に地元コミュニティの会議があり、本日やむを得ずご欠席するとの連絡をいただいております。

続きまして、市議会議員選出の委員です。

宮坂満貴子委員です。

同じく越田謙治郎委員です。

そして、関係行政機関委員として、兵庫県阪神北県民局県民生活部、環境担当参事の 勝野聡一郎 委員です。

最後に市職員として、川西市副市長 水田賢一でございます。

以上で、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

開会にあたりまして、水田副市長からご挨拶を申し上げます。

水田副市長

委員のみなさま、こんばんは。金曜日の遅い時間にもかかわらずご参集いただきありがとうございます。本日は、環境審議会の委員任期が昨年12月末で満了し、新たな任期によります第1回目の環境審議会の会合でございます。

本来ならば、本日大塩市長が、この場でみなさまに委員就任のお礼のごあいさつや委嘱状の交付をさせていただくべきところですが、あいにく公務で出張しておりまして、私が代理でその役目を行わせていただきます。市長からは、委員のみなさまによりしく伝えてほしいとくれぐれも言われております。

さて、今や環境問題は、地球的規模で取組みが進められており、昨年12月にデンマークのコペンハーゲンでCOP15（コップ15 国連の気候変動枠組条約第15回締結国会議）が開催されまして、地球の気温上昇を産業革命前から2℃以内に抑えるとの目標が設定されるなど世界各国が一堂に会して地球温暖化の話し合いがもたれました。当初、期待されていたよりも成果は少なかったとの報道もありましたが、わが国が温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を鳩山総理大臣が明確にしたことは、よりよい環境を次世代に引き継いでいく私たちの使命として、良かったのではないかと考えております。今後、地球温暖化の基本法が制定され、地方公共団体にも努力義務が課せ

られることも予想されますが、本市としてもできる限りの取り組みを進めていきたいと考えております。

また、当審議会におきましては、「新しい課題に適応した環境施策のあり方」につきまして、これまで鋭意ご審議いただき、平成17年12月に「環境基本条例のあり方」の答申をいただきました。これを受け、私どもは平成18年6月に「川西市環境基本条例」を制定し、条例に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する条例を進めるための「川西市環境基本計画」を平成19年4月に策定いたしました。

計画策定後、3年が経過しますが、今後とも市民や事業者の方々になお一層周知を図り、環境への取り組みを、市、市民、事業者の連携・協力体制のもとに進めていきたい、そしてみんなで良好な環境を将来世代に引き継いでいきたいと考えております。

これに関連して、本市では今月20日に、第10回川西市環境市民会議を開催する予定でございます。この会議で、市民のみなさまの環境問題に対する意識の高揚や地球温暖化防止への取り組みが進みますよう情報提供などを計画しているところでございます。また、毎年この会議で実績報告をいたしておりますが、地球温暖化対策につきまして市も一事業者、一消費者として、平成12年から環境率先行動計画を実行しております。

委員のみなさまには、今後とも、地球温暖化対策を含めた本市の環境施策の推進につきまして、ご協力とご指導を賜りますようお願い申しあげ、審議会開会に当たりまして、また市長の名代としてご挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

副市長の挨拶にもありましたが、本日は、昨年12月末で委員の任期が満了した後の、1月からの新しい任期によります第1回目の会議です。新会長が選出されるまで、事務局で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

市民生活部長の多田です。

市民生活部市民環境室長の福西です。

環境創造課主査の山崎です。

同じく、主任の清です。

そして、私、環境創造課長の空田でございます。

以上で、事務局の紹介を終わります。

本日のご出席の委員数は14名中11名で過半数の出席を得ていますので、会議が成立していることをご報告します。

それでは、会議次第2の「正副会長の選出」に移りたいと思います。

審議会の会長・副会長の選出は、川西市環境審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により定めるとされてます。いかがさせていただきますでしょうか。

(事務局一任の声あり)

僭越ではございますが、事務局としましては、前回に引き続き竹岡委員に会長を就任いただければと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、竹岡委員、ご就任願えますでしょうか。

竹岡委員了承

続きまして、副会長の選出に移りますが、いかがさせていただきますでしょうか。

<p>竹岡会長</p>	<p>(事務局一任の声あり) 事務局としましては、会長からご指名していただきたいと考えますがいかがでしょうか。 「異議なし」の声あり それでは、竹岡会長、ご指名をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、私の方から指名させていただきます。前回に引き続き木下委員、お忙しいでしょうが、副会長をお願いできますでしょうか。</p> <p>木下委員了承</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。それでは本審議会の会長には竹岡委員、副会長には木下委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。 それでは、正副会長が決まりましたので、竹岡会長、木下副会長、正・副会長席にお移りください。 それでは、会議の進行を竹岡会長をお願いしたいと思います。竹岡会長よろしく申し上げます。</p>
<p>竹岡会長</p>	<p>議事録に残さなければならぬため、マイクを使用します。 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。審議に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。 先程、水田副市長よりりっぱな挨拶があったので、私の方から改めてしませんが、委員のみなさまには川西市の環境行政に対してご協力を賜りたいと思います。  それでは、議事に入ります。  それでは、会議次第に沿いまして、議事を進めて参りたいと思います。 まず、議題3の第1の川西市環境率先行動計画〈平成20年度〉実績報告につきましてです。これについて、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「川西市環境率先行動計画平成20年度実績報告」をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。 1ページ目は表紙となっており、環境率先行動計画の推進・点検の仕組みを図で表示しています。上から二つめの川西市環境率先行動計画推進本部による目標設定に基づき、統括推進委員会という組織で各所属での取り組みが確認されます。その下に、各所属での取り組みを推進する推進員があり、その指示に基づき、各所属での取り組みが進められています。 取り組み結果は推進員、統括推進委員会などで結果の検討等がなされ、推進本部に報告、承認、見直し等が行われます。そして、その結果を公表するという流れになっています。本日報告させていただく内容は、こうした流れを経て既にホームページ等で公表いたしております。 なお、この率先行動計画は川西市が、一事業者及び一消費者として、ガソリン、紙、ごみ、電気、水などの省エネ・省資源を通じて、地球温暖化防止のために温室効果ガス削減に向けて平成12年度から取り組んでいるところですが、12年度から5年後の17年度に計画の見直しを行い、現在は第2期の取り組みを進めているところですが、その計画期間も今年度が最終年度となります。そして、この計画の目標は平成16年度の実績値を基準値として、計画期間内の達成に向けて取り組みを行うこととしています。 それでは、20年度の実績について報告いたします。資料をお開きください。 1番「低公害車・低排出ガス車の導入」について 数値目標は公用車を更新又は新規購入する場合には、低公害車あるいは低排出ガス車とすることを原則とするとしています。</p>

20年度の低公害車は、天然ガス車11台（この11台の内訳はごみ収集車4台、小型貨物車1台、軽四自動車6台です）そして、ハイブリッド車3台となっています。また、低排出ガス車（LEV7＝京阪神7府県市自動車排出ガス対策協議会が定めた排出ガス基準に適合した自動車）は、計115台となっています。全保有台数に対する低公害自動車等が占める割合は49.4%となっています。

次に2番「用紙類の使用量の削減」です。

17年度に立てた数値目標は、用紙類の総使用量を平成16年度を基準にA4換算で10%以上削減するとしていますが、20年度の使用量は、前年度に比べ59万枚、1.5%の増加となっています。コピー用紙など庁内で使用する枚数は前年度に比べると153万枚減っていますが、外注などの印刷物が212万枚増えており、全体として1.5%の増加になったものです。また、基準年度と比べると11.5%の増加となっています。なお、用紙類の使用量に占める再生紙を利用した割合は85.5%でございます。

3番「電気使用量の削減」ですが、数値目標は電気の総使用量を平成16年度より10%以上削減するとしています。20年度の実績は、前年度より112万kwh（キロワットアワー）減少しており基準年度に比べ10.5%の減少となっています。

次に4番「水使用量の削減」ですが、数値目標は水道水の使用量は平成16年度から増加させないこととしており、20年度の本庁舎及び分庁舎の水使用量は、基準年度に比べ6.0%の減少となっています。

次に右のページに移りまして、5番「市施設等で使用する燃料の削減」についてです。

数値目標は、市施設及び公用車で使用する燃料を平成16年度の10%以上の削減をめざすとしています。20年度の実績では、全ての燃料種で基準年度を下回っており、特に灯油、重油、LPGについては目標値を達成しています。

次の6番「廃棄物の減量」です。数値目標は、市施設から排出される廃棄物の総量を平成16年度を基準に10%以上減量をめざすとしています。

20年度の実績は、市施設から排出される可燃ごみ・粗大ごみの廃棄物総量は、基準年度に比べ16.9%の減少となっています。

また、古紙回収量は平成20年度は128トンとなっています。

次に7番「公共工事における建設副産物の再利用」です。

数値目標値は、公共工事における建設副産物、建設廃棄物とも言いですが、その発生を抑制し、再利用率80%をめざすとするものです。

公共工事における建設副産物の再利用については、各項目ごとにその再利用率を掲載していますが、コンクリート塊、アスファルト塊については再利用率100%となっていますが、発生土は22.3%、建設発生木材は62.1%にとどまっています。

最後に、裏面、8番「温室効果ガス総排出量の削減」です。数値目標は、温室効果ガスの総排出量を平成21年度までに16年度基準から12%削減をめざすとしています。

20年度の結果は、温室効果ガスの総排出量はCO2換算で30,000.1トンで、基準年度より3,382トン減少し10.1%の削減となりました。

この減少の要因は、火打前処理場が平成17年12月末で閉鎖したことや、南北両ごみ処理センターで焼却処分をしていたごみ量が減少したことによります。

	<p>なお、20年度の温室効果ガス総排出量の30,001トンは、(A)の行動計画の取組みによるものと(B)のその他排出量に含まれるものの合計ですが、(A)の本行動計画の取組みによる温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ1.2%の減少にとどまり、(B)のその他の排出量については、基準年度に比べ15.8%の減少となっています。</p> <p>また、この計画は冒頭で説明させていただきましたが、今年度で計画期間が終了となります。新年度になりましたら、21年度の実績をできるだけ早急にまとめるとともに、新計画の策定に取り掛かる予定でございます。策定した新計画につきましては、この審議会でご報告させていただきたいと考えています。</p> <p>以上で、議題2 環境率先行動計画 平成20年度実績報告書(案)の報告を終わります。</p>
竹岡会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>資料はあらかじめお家の方へ郵送されておりますが、ただ今の事務局の報告について、委員から何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>前後して申し訳ありませんが、1点報告させていただきます。</p> <p>会議公開の要綱によりまして、会長と事務局があらかじめ協議し、公開の可否を決めるということになっており、本日の議題につきましては、すでに決定をしました報告の内容をご報告させていただきご意見をいただくことになっており、個人情報でもなく意思形成過程情報でもございませんので、原則公開の精神に則りまして公開の案内をさせていただいておりますので、報告をさせていただきます。</p>
竹岡会長	<p>自由にご質問ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>議事録のためにお名前をお呼びします。</p> <p>宮坂委員、どうぞ。</p>
宮坂委員	<p>今、説明いただいた中の最後のページの8ですが、20年度の対16年度比が10.1%に留まっているが、この中に火打前処理場、南北ごみ処理場の終了ということがあり、20年度の12～3月までは川西市の広域ごみ処理施設に移りました。</p> <p>ごみ処理が減になっているのは、その間の部分だと思うが、それが広域ごみ処理施設の燃焼によるCO2増加というのは、この中にはいつているのでしょうか。いないのでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>事務局の方、わかりましたでしょうか。</p>
事務局	<p>宮坂委員が今おっしゃった南北処理場が新しく広域ごみ処理場に移り、その部分については、川西市のCO2温室効果ガスとしては算定いたしません。</p>
宮坂委員	<p>わかりました。</p>
竹岡会長	<p>そういうことですが、よろしいでしょうか。</p>
宮坂委員	<p>はい。わかりました。</p>
竹岡会長	<p>もう1度確認しますが、広域ごみ処理センターの分はこれには入っていない。ということですね。</p> <p>他に・・・はいどうぞ。</p>
事務局	<p>奇異、不自然に思われるかもわかりませんが、あくまで川西市という地方自</p>

	<p>治体としての計画ということですので、猪名川広域ごみ処理施設組合は、別の自治体という形で、こういった排出ガス管理権限をお持ちでして、温室効果ガスの排出につきましても川西市算定の数値からは除外されるためご理解いただきたいと思います。</p>
竹岡会長	<p>それは、広域ごみ処理施設のどこで議論されるんですか。</p>
事務局	<p>広域ごみ処理施設には、管理者もおられますし、議会もございますのでその中で議論されます。</p>
竹岡会長	<p>議会？</p>
事務局	<p>川西市議会と同じ様に広域ごみ処理施設組合議会があります。</p>
竹岡会長	<p>そうですか。そこで数値を発表したり、管理したりしておられるんですね。その結果を環境審議会に報告ぐらいはあっても良い様に思うんですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>その点につきましては、事務組合と調整させていただいて、次回には報告させていただけるよう対応させていただけると思います。</p>
竹岡会長	<p>他にどうぞ。 はい。越田委員どうぞ。</p>
越田委員	<p>先程の宮坂委員の質問と若干かぶる部分もあると思いますが、5番で市施設等で使用する燃料の削減と、たとえば、今後そこは議論していかなければいけないと思うが、環境率先行動計画の主旨からすると確かに市役所の中から出たというものでしょうけど、たとえばごみの収集で言うと、完全に直営ではなく完全に委託をしてほしい。 市のものではないという風にしてしまったらこの数字は、見かけ上はすごく減るが、実際、環境率先行動計画の主旨からいうと「そういうことで減らしなさい。」というものでもないと思うのですが。 この中でなくても、別にどこかで把握することというのは、今後の中で議論するというのは？</p>
竹岡会長	<p>はい。そのとおりだと思います。川西市から出たごみも含まれるわけで、先程の事務局の話にありました様に今後環境審議会のほうにもご報告いただくという事のようにです。</p>
越田委員	<p>質問の仕方が悪かったようで、たとえば収集をするといった時には、持っている市の車にガソリンをたいて、いろいろ回収しているそういった場合には、ここでいう市の施設等で使用する燃料に把握はされると思うのですが。 これをたとえば、「市はやめてしまう。」と民間企業に委託するとした場合は、当然市としてのガソリンの使用量は大幅に減りますよね。 ただ、環境率先行動計画で「みんなで減らしましょう」とするところで、川西市役所として減らした分を、どこかに付け替えて、こっちで増やしているのでは？ 数字上、目標は達成したとしても、意味は実際ない。 用紙で言えば、印刷物とコピーの使用量を分けている様に、把握が非常に難しいかもしれませんが、市が仕事として委託をしていた分によって、発生するものも把握する方法というのを考えていかないと形上減るというのもあり得てしまうのではないかと思うんですが。</p>

竹岡会長	そうですね。今、現にそういう形のものはあるんですか？
事務局	<p>地域環境計画、そういった部分につきましては、計画作りまでは及んでいないのが実情です。</p> <p>先進地自治体あるいは兵庫県、政令指定都市等では、一部計画作りをされているところもあるようですが、計画作り、予測のコストも相当かかってくるので、そこまでは至っていないという状況です。</p>
竹岡会長	越田委員、よろしいですか。
竹岡会長	それでは、中野委員どうぞ。
中野委員	<p>前提が変わってくる時に数値が把握しにくい、比較しにくいということは良くわかるんですが、少なくとも2人の委員の方から今ございました様に範囲が違ってきている訳ですので、たとえば、5年間の努力によって減ったというのは違うだろうというのがあるんですから、地域の計画というのがあるとなかなか数値として表現しにくいというのはわかるんですが、少なくともこういう事情がありましたということを書きおかないと何か素直に喜んでしまうというのがあるので、「そうではない」ということはわかる様にしておかないと非常にあとで、ごちゃごちゃになると思います。</p>
事務局	おっしゃるとおりでございまして、来年度これの見直しが計画に挙がっておりまして、そういう部分も含めまして、より精度を上げたいと思いますのでよろしくをお願いします。
竹岡会長	<p>はい。非常によくわかりました。他に？どんな意見でもよろしいので、自由に発言してください。</p> <p>先生、遅れてこられました、何かございませんか。</p>
中本委員	単純な質問ですが、廃棄物も同じことが言えるんですか。6番ですが、廃棄物の減量のところのガソリン、排気ガス等についてですが。
事務局	<p>廃棄物につきましては、市が出す廃棄物の量でございまして、たとえば、市の古紙の量やごみの量であったり、という風なものになりますので、クリーンセンターの部分とは直接関係はしてこないかと思えます。</p>
中本委員	はい、よくわかりました。
竹岡会長	宮坂委員、どうぞ。
宮坂委員	<p>廃棄物の古紙回収ですが、20年度のkg数20年度の古紙回収のt数を比較して2トン・・・136トンですから250トンぐらいは廃棄物が廃棄されているということですが、古紙回収によってこれはリサイクルに回されていますね。リサイクルされるということによってCO2の削減に貢献している部分もあると思うのですが、そういう計算方法というのは、とっておられるんでしょうか。また、そういう計算方法があるんでしょうか。</p>
竹岡会長	回収された古紙は、その後どんな風に処理されているのか、ご報告いただけるとありがたいのですけれども。
事務局	基本的に古紙につきましては、市役所の古紙は地下に一括して集め、定期的

	<p>に業者に引き取っていただいている再利用という形をとっています。</p> <p>今回古紙回収量が減少した原因として、事務局でもいろいろ探ってみました。が管財課、桜小にて前年度より減、問合せもしたが前年度並みの行為をしており、原因はわからなかったということです。</p> <p>一応、出てきた分については報告を見て事務局で確認しようとしているが、古紙については担当もわからなかったといただいております。</p>
宮坂委員	<p>今、質問がややこしかったのかなと思いますが、20年度の388, 214 kgの廃棄物総量の中に古紙は入っているわけですね？右に古紙回収量というのがありますが、これは別のものですか？</p>
竹岡会長	<p>古紙回収量というのは別のものではないですか？ 回収された古紙を引き渡される業者はどこ業者ですか？</p>
事務局	<p>紙類等は分別しているのですが、トイレットペーパーに再利用できるもの、それを回収量という形で内数388トンの内20年度は128トンが古紙回収量です。</p>
宮坂委員	<p>純然と廃棄されている。焼却あるいは埋立ていろんな方法で廃棄されたものが250トンくらいになるわけですね。残りの128トンはリサイクルされている。リサイクルされている分がこれはCO2の計算の中に入れてはいけないと思うんですが。リサイクルされている分がマイナスになるので…。</p> <p>それは、どういう計算になっているんですか？をお伺いしているんですが。</p> <p>「169%しか20年度は基準年から減っていないというところなんですが、本当は、もっと上がるんじゃないか？128トンが入るということで上がるんじゃないかな？」と思うのですが、いかがでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>そのあたりをみなさんに良くわかる様にご説明いただきたいんですが。</p>
事務局	<p>詳しい算定資料は今持ち合わせておりませんが、8の温室効果ガス排出削減の温室効果ガス排出削減別の内訳を下表のとおりですと揚げております様に、主に燃料、電気の使用はこういったものが大半を占めております。</p> <p>この排出の係数なり算定の仕方につきましては、環境省の定める温室効果ガスの算定方法によって全庁的にその調査を致しましてそれに基づいて算定したものです。</p>
中野委員	<p>ちょっとそれは、ちゃんと調べてからお答えされた方が良いと思います。というのは388トンの中で1/3が古紙というのは、おかしくありませんか？さっきのお答えでは20年度の約388トンの内128トンが古紙ということになりますよね。今のお答えではね。そんなことってありますか？1/3近くが古紙って言うのはちょっと変ですよ。</p> <p>これは、次回にでもちゃんとやられた方が良いと思います。</p> <p>おそらくごみから出る温室効果ガスっていうのはプラスチック廃棄物を対象としていると思うので、この古紙はダイレクトに響いてこないと思うので、その辺の算定ももう少しちゃんとやられたほうが…。</p>
竹岡会長	<p>宮坂委員、どうぞ。</p>
宮坂委員	<p>私たち議員も会派で使った紙類、新聞その他を地下の古紙回収部分にいつも運んでいる訳ですけどもたいへんな量が運ばれています。たぶん数値的にはこれで間違いはないかもしれない。たぶん市庁舎内の市施設紙ごみが非常に多いのではないと思うのですが、せっかくそういうものを集めているものが廃棄</p>

	<p>物としてCO2換算されないというのは、非常に残念ですね。リサイクルということで、温暖化防止に対してみんなが力を出しているのですから、128トンが388トンの中に含まれているかいないのかでCO2削減量が大きく変わってくるのではないかと思ったので質問させていただきました。</p>
竹岡会長	<p>その所を、はっきりさせていただきたいんですけども…古紙回収量というのは、市施設から排出された廃棄物の総量の中に含まれているか否かということ。</p>
事務局	<p>たいへん申し訳ございません。できるだけ早い内にデータを整理させていただいて、今日データがございませんので、委員のみなさまに報告をさせていただきたいと思しますので本日のところはよろしくをお願いします。</p>
竹岡会長	<p>宮坂委員や中野委員から疑問が出されましたのは、古紙回収量が廃棄物の総量の中に含まれているとすればもっと廃棄物の総量が増えるのではないか。そのあたりを明確にしてくれ…という様な疑問だったかと思います。 市の方でよろしくご確認の程お願いします。 他に…どうぞ。</p>
	<p>河野委員、どうぞ。</p>
河野委員	<p>用紙類の使用量の削減なんですけど…2番10%以上削減すると書いてあるにもかかわらず、増えてばかりという感じですが、最初にどういう風にしようとかの計画はあったんでしょうか？何がうまくいかなかったのかその辺をお聞きしたいんですけど。印刷物の外注が増えたというのは…これは、市の広報が分厚くなったせいでしょうか？</p>
竹岡会長	<p>わかりましたか？</p>
事務局	<p>はい、今、河野委員がおっしゃった様に用紙類につきましては平成20年度に比べ153万枚減少しましたが、外部に委託したことによってそれを上回る212万枚増加したことによって全体の用紙使用量が増加しました。外注の印刷物が大きく増加した要因としては、20年度にごみ分別方法のチラシを作成したこととか河野委員がおっしゃった様に広報紙の配布方法を新聞折込から個別配布に変更したこととか定額給付金のチラシを作成したこととか、公民館の使用料有料化に伴って申請書を印刷したこととか、いろんな要因がありまして、印刷物が若干増えたということを分析しております。 20年度の、特に全市的にあったこれらの一過性のものを除くと前年度に比べて3.5%の減になるんですけども基準年に比べるとそれでも6%の増になっております。用紙類の増加につきましてはいつも統括推進委員会で議論をしていただいて、今後も注意していかなければならないし、統括推進委員会の中でも電子メールで電子媒体で送られていることが多くなって、紙で郵送される場合に比べて送付される資料の量が増えているとかそのために印刷して利用するために紙使用量が増えているとか、インターネットを通じて情報収集が容易になったということも原因かなということがあります。これについては、たとえば、コピー機の横に啓発シールを貼ったり、事務局でもいろんなことを考えておるんですけど、今年度はこの計画が終了することから新計画を策定するにあたっては今度一度各部で用紙使用量の目標値を定めてそれを元に各部ごとにチェックしていただこうと、案として考えております。いろんなことをかみ合わせながらできるだけ用紙類についても削減の方向を目指していきたいという思いは持っております。以上です。</p>
竹岡会長	<p>はい、ありがとうございました。河野委員、よろしいですか。</p>

他に…どうぞ。

木下委員

おそらく、いろんなご質問があったりっていう一番大きな原因って言うのは、報告書っていうのが表の数字しか出てないというところだと思うんですね。

数字って言うのは、どう分析するかということが重要だと思うんですが、それは報告書の中に書かれてですね、たとえば、これは数字的には減っているんだけど減っていると見てはいけない…とか、増えているんだけど今後はどうしなくちゃいけないんだとか、そういった分析結果を…どうしようか…っていうのを書かれると、読み手としては良くわかりますしね。

あるいは、ここをもうちょっとやったら良いという意見も出てくるんだと思うし、今ご質問があったら初めて分析結果が出てくる…そういう面では報告書としてはあまりどうか…非常に不備なんじゃないかなという感じがするんですけども…

今回はこれで終わりかもしれませんが、次年度からは、ぜひそういった点を加えた報告書にさせていただくといいかなって思っています。

竹岡会長

他の委員の方からこの環境率先行動計画のご報告に関して質問が出なければ先に進みたいと思いますけれども、議論の中で委員の多くの方からいくつかの疑問が提出されました。有益な疑問であったと思いますので、これにつきましては、不明のところは、事務局のほうで調整していただきまして、また確かな数値の報告をいただきたいと思います。

また、木下委員からも貴重な意見が出されましたので、ご参考にしていただきたいと思います。

それでは、あらかた今の問題に関しましては出たようでございますので、次に進みたいと思います。

次は、議事審査(2)の環境保全条例改正作業の経過報告についてであります。これにつきましても、まず、事務局の方からご説明をお願いしたいと存じます。

事務局

それでは、「環境保全条例改正作業の経過報告」をさせていただきます。

今回、新しく委員に就任いただいた方がおられますので、改めて環境保全条例の見直しを検討することになった経過から説明をさせていただきます。

環境審議会は平成15年6月に「新しい課題に適応した川西市の環境施策のあり方」について、市長から諮問を受け、平成17年12月にこの諮問事項のうち、「環境基本条例のあり方について」の答申を行いました。

また、この間、審議会では「猪名川上流広域ごみ処理施設建設事業に伴う環境影響評価準備書に対する市長意見について」を市長から諮問を受け、ごみ処理施設に関するアセスメントの協議も行い、答申を行っています。

市は、環境審議会から答申をいただいた「環境基本条例のあり方」についての内容を踏まえ、平成18年6月に川西市環境基本条例を制定しました。また、平成19年3月に川西市の環境施策の基本指針となる環境基本計画のあり方についての答申も行いました。

その後、審議会としては、昭和48年に制定した環境保全条例が、平成18年に制定した環境基本条例の理念や内容との整合を図る必要があることや今日の社会情勢や環境施策に適合させる必要があることから、環境保全条例の改正が諮問事項に対する残された課題であるとして、検討に入ることとなりました。

条例の改正には法的な専門性が必要となることから、審議会の手承を得て環境保全条例の見直しを専門に行う専門委員会を設置しました。この専門委員会というのは審議会規則第5条に規定があり、市長は専門的事項を調査させるため必要があると認めるときは、委員とは別に専門委員をおくことができる。そして専門委員は当該専門的事項に関する調査が終了したときは、解職されるものとするとしております。この規定に基づき、市は3名の行政法を専門とする学識経験者に専門委員をお願いし、平成19年11月から専門委員会での協議を行っております。現時点まで計8回専門委員会を開催しております。そして

今後、最終的に、専門委員会での協議がまとまれば、専門委員会から市長に報告をいただき、それを受け市長から当審議会に報告し、改めて審議会でご審議いただく予定としております。

それでは、これまで専門委員会でご協議いただいている環境保全条例の改正作業の経過報告をさせていただきます。

まず、専門委員ですが、神戸大学大学院法学研究科の角松生史（かどまつなるふみ）先生、立命館大学政策科学部の小幡範雄（おばたのりお）先生、そして当初は大阪学院大学法学部の小幡雅男（おばたまさお）先生でしたが、小幡先生が今年度から常勤の公害健康被害補償不服審査委員となられたため、小幡先生から兼職の制限と勤務のため東京の国分寺の自宅に戻るため専門委員を辞退させていただきたいとの報告を受け、後任として今年度から関西学院大学法学部の野田崇（のだたかし）先生に就任をお願いし、今年度もこれまでどおり3名で協議をお願いしております。

それでは、環境保全条例改正の趣旨でございますが、本市の環境保全条例は、昭和48年10月に公布し、昭和49年4月から施行したもので、制定から35年が経過し、当時は、高度経済成長期の末期で、昭和40年代の公害発生の教訓から先進的な公害対策行政が社会から切望されていた時代でありましたが、現在は、公害関係法令もほぼ整備され、自然環境・生活環境・歴史的文化的環境の保全のみならず、地球温暖化を防止し地球環境の保全に貢献するため、行政のみならず、市民や事業者も一体となって環境問題に取り組まなければならないという時代になってきております。また、環境基本条例が環境審議会の答申を受けて、平成18年7月に制定されましたが、その基本理念や内容において齟齬が生じていることもあり改正が必要とされたものです。また、環境保全条例の規定そのものが複雑でわかりにくい構成になっているので、できるだけ理路整然としたわかりやすい構成に見直すことでスタートいたしました。

専門委員会の開催状況は、別添資料のとおりでございます。なにぶん、広範囲にわたる条例であり、鋭意検討いただいているものかなり時間が経過しております。

現時点では専門委員から、環境保全条例改正に係る中間取りまとめのたたき台をいただいております。環境基本条例の基本理念や内容と環境保全条例との整合性を図ることについて第1条から第17条までの検討結果を整理いただいております。なお、第18条以降特に24条の許可基準などに関し、現在の社会情勢又は環境施策に適合しなくなった内容の見直しを図ることについては、専門委員からその大部分は立法技術上の問題というよりむしろ川西市としての政策決定の問題であり、当委員会の任務を超える事項であるとの指摘があり、現在、事務局内部で市としての考え方の整理を行っているところでございます。今後のスケジュールについての事務局の思いとしましては、市としての考え方を事務局内部でできるだけ早急に検討し、今年度中にはそれを専門委員会にお示しする。そして、新年度中では専門委員会の検討を終え、審議会でご議論いただけるように進めていきたいと考えております。

以上で、簡単ですが環境保全条例改正作業の経過の報告とさせていただきます。

竹岡会長

どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。以前から当審議会でも話題にしております環境保全条例の改正作業がだいぶ長引いている様でございます。このことに関しまして、今、事務局からの報告がありましたが、委員の方から何かご質問、ご意見がございましたら、どうぞ自由におっしゃってください。どうぞ。

現在の環境保全条例が、お手元にあるかと思えます。第18条以降24条までの許可基準に関しまして川西市としての考え方を整理されているところであ

	<p>りまして、これが3月末までに終わられる予定で、新年度4月からまた専門委員の協議がまとまりますのは、夏頃になりそうですね。</p>
事務局	<p>できるだけ、頑張って専門委員の方々と協議をさせていただきたいと思います。</p>
竹岡会長	<p>はい、ご質問ご意見がございましたらおっしゃってください。</p>
服部委員	<p>すみません。よろしいでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>はい。服部委員どうぞ。</p>
服部委員	<p>すみません。新任で、わからないもので教えてください。 環境保全条例に基づく環境保全審議会というのは、まだある訳なんですか。</p>
竹岡会長	<p>それが今、この環境審議会になっているんだと思います。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>環境審議会につきましては、環境基本条例に規定がございまして環境基本条例の第4章第22条環境審議会の規定がございまして。それと同じく環境審議会規則というものもございまして。</p>
服部委員	<p>環境保全条例の中に旧審議会ということで、環境保全審議会という名前が…。</p>
竹岡会長	<p>環境保全審議会というのは、もうないんですよ。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>環境基本条例を平成18年に作った時にこの審議会も環境基本条例に基づく環境審議会ということで、従来の環境保全審議会は名前を変えて環境審議会となっております。</p>
竹岡会長	<p>そんな答えで、よろしいでしょうか。</p>
服部委員	<p>はい、すみません。</p>
竹岡会長	<p>この部分は、今、委員の方々からいろいろご意見をいただくというよりは、専門委員の先生方になるべく早くですね、ご協議をいただいてまとめていただくということを我々としてもお願いするということでもいいのだろうと思います。 よろしゅうございますか。 宮坂委員、今の問題ですね…どうぞ。</p>
宮坂委員	<p>今、おっしゃっている所の重点的なものというのは、条例の3章のこの部分が非常に重要だと思うんですけど、工場設置、文化、という部分…これだけではなくて、いろんな部分をご検討いただいていると思うんですけども、その答申が出た時点で審議会の方からもう一度要求なり要望なりという内容盛り込みに対してのそういうものは出せるんでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>審議会でも協議いただくその中で、ご意見等提出していただく場合は、もちろん設けさせていただきたい…ということですよ。</p>

竹岡会長	<p>宮坂委員から今の段階で、この審議会での要望を出せるということでもうございましたけれども、専門委員会への協議がまとまりました段階で、ここで審議するという手筈になっております。それでは、このあたりの2の議題は終わることにして、3の「その他」に移りたいと存じます。</p> <p>事務局は、その他として何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>第4条に部会の規定がございまして、第4条第1項 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。そして第2項 部会に属すべき委員は、学識経験のある審議会の委員のうちから会長が指名する。となっております。</p> <p>部会につきましては従来から、環境保全条例の改正に関して部会を設置しております。また部会委員は会長の指名により学識経験者全員になっていただいております。新たな任期になった今期においても、これまでと同様、引き続き部会を設置し、学識経験者の委員全員が部会委員であることとさせていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。</p> <p>そして先ほど説明させていただきましたが、環境保全条例の改正に関し、今後、専門委員会の協議がまとまれば、審議会でご議論いただきますが、その前に専門的事項を調査審議するこの部会を開催し、部会で専門委員がまとめていただいた報告を基に審議した後、審議会でご協議させていただきたく考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。</p>
竹岡会長	<p>今も手続きは規則で決まっておるんですね。</p>
事務局	<p>川西市環境審議会規則・・・お手元に資料がございますが、その第4条に部会という規定がございます。</p> <p>この部会という規定につきましては、前の審議会、任期前の審議会の時から設置されておまして、これを引き続き今期につきましても行っていきたいということでございます。</p>
竹岡会長	<p>はい。そして、その部会の委員は、学識経験者の・・・という風に決まっているんでしょうか。</p>
事務局	<p>名簿の学識経験者井口先生から服部先生まで一応全員を前回学識経験者全員が部会委員とするという風に指名させていただいておりますので、今期につきましても引き続きお願いしたいということを考えております。</p>
竹岡会長	<p>あ、そうですか。はい、わかりました。現在、作業を進めてもらっております環境保全条例の改正につきましては、専門委員の方々の協議がまとまれば、まず当審議会のメンバーの内学識経験者で構成されるといっております部会委員で審議いただきましてその後審議会の全メンバーで協議するという風に進めて参るという風になっておる様でございますけれども、こういうことでよろしゅうございませうか。よろしいですか。</p>
中野委員	<p>良くわからないなあ。普通ですね、部会というのは、その、たとえばですねあの環境基本条例じゃなく、その環境といっても非常に広範囲に渡るわけですよ。たとえば、普通他の都市では、部会というのは廃棄物部会、大気何とか部会、とかですね。分けないことには、幾ら学識経験者といったって専門のテリトリーがあるわけですから、この広範囲な環境に関すること全部丸投げされてもですね、おそらくこのメンバーはすごい少ないですわね、専門分野もかなり全部を網羅しているわけでもないですわね・・・この学識経験者が全部を全員その部会にあたってですね、どんなことができるのかって思うんですけど・・・</p>

竹岡会長	<p>全員といっても6人ですか…。ただ、その中には、残念ながら行政法の先生がおられませんのでね…。それも欠点だろうと思いますが…。</p>
中野委員	<p>先程のご説明で専門委員の範囲を超えているというご意見がたっているというお話を伺ったんですけどね、この環境保全条例を拝見しましてね、そういう風にいわれる意味は良くわかるんですけども…。というのはですね、工場が何のこととか静穏なり騒音、振動のこととか、ものすごい広範囲…緑化とかですね…本来、専門専門のですね、専門家が検討すべきことをわずかな法律の専門の3名か4名の先生に全部検討してくださいって言われたって、それは範囲を超えると思いますし、それでも範囲を超えてそれでも一生懸命やってくさって、その決まったものを6人の学識経験者にそれはどうかと投げられてもですね、その審議の仕様がいかと私は思います…。</p>
竹岡会長	<p>中野委員としましては、専門委員の協議がまとまった後、どういうメンバーでそれを審議するのが望ましいとお考えでしょうか。</p>
中野委員	<p>なんかそういう点に関して…普通の、一般的な、常識的な考えですとたとえば緑化部会、廃棄物部会とかですね…そういう風に分けないことには…部会というのはそういうものだと思うんですけどね…そういう風にはできないんでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>何部会ですか。</p>
中野委員	<p>緑化とかですね、廃棄物とかですね、大気環境とかですね、何かそういう風に分けないことには専門の先生方もなかなか力が発揮できないんじゃないか、と思うんですけどね…そういう風にはできないんでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>審議会はもちろんこの審議会ですが、今問題になっている部会もですね、調査審議を行うために必要がある時には委員以外の者に対して説明又は必要な資料の提出を求めることができますので、そういう方々に対して意見を求めることはできるようですけれども、ただ、委員の中に入れてもらうということは書いてないですね。</p>
中野委員	<p>いろいろ複雑なことがあるっていうのはわかるんですけども、私が申し上げたいのはですね、昨年度の環境審議会では何か報告書を出されたときのこれでもいいのか、という会議があった時に川西市の里山のことを日本一の里山ということがあって、それは川西市にとって、非常に大事なことであるにもかかわらず、市民のほとんどが知らないのですね、これについてもっと深く掘り下げるべきでしょうね。議論になったと思うんですね。その日本一の里山というですね、服部先生、日本一の先生が新しい委員としてお入りになったんですけどね、たとえば服部先生にどうぞ活躍いただくのか、というその辺を分からないと思うんです。これじゃあ。</p>
竹岡会長	<p>ついでですので、宣伝しておきますと、20日土曜日に川西市役所で環境市民会議というのが開催されまして、これはですね、市民の集いですが、そこで、服部先生からご講演をいただいて、その後映画もやります、という計画がありますので、お知らせ申し上げます。</p> <p>それで、今の中野委員のご意見に対して事務局あるいは外の委員の方から何かご意見ございましょうか。</p> <p>はい。井口委員、どうぞ。</p>
井口委員	<p>今のご意見、非常にもっともなご意見で研究に値すると私は理解するんですけども、そういうことを実際に具体的にやっていくには非常に多くの方を</p>

	<p>知った上で、専門性によって、煩雑化していくと思うんですね。</p> <p>何かという委員会の名前は控えさせていただきますが、委員会では、ある汚染物質、有害化学物質の審議に関しまして、その時点時点によってテーマが違っているんですね。その時にいわゆる委員は、今回のこの規則第5条、先生がおっしゃられた内容で運営しているんですけど、その都度やっぱりみな専門性を持った方がおるということであれば、そういう人を内閣府自体が選んでくるとか、委員から推薦するとか、そういう形で運営して、漏れなく審議できるというそういう形態をとってますので、ある意味ではこの第5条規則第5条で書かれている内容でかなりのカバーができると思うんですね。それを、委員を、反攻意見として述べていただくための、外部の方としては見解を述べていただくための、正規の委員ではないんですけどね、だから自分の考えどおり述べていくという、こうあるべきじゃなかろうかということで反旗をもってはそういう形であらゆる見解を理解していく、知っておく、そういうシステムを確立さえしていれば何とかなるんじゃないかなという気がするんですね。</p>
竹岡会長	<p>委員にはなってもらわなくても、必要な場合は委員会に出席いただいてご説明をいただく、ということですね。</p> <p>それは可能だと思いますけど。</p>
事務局	<p>先程、専門委員会で協議しますということで、委員会を設置してそこで審議していただくと事務局の方から説明させていただきましたけれども、これは専門的な分野が多方面にあるということで専門委員会で協議してもらおうということで、始まったわけです。今年になって、2年目になるわけです。</p> <p>これがまとめれば、まずは部会で申し上げましたが、審議会全員の委員さんであたらせていただくという方法もございますし、部会で先にするという方法もあるんですけども、中野委員のご意見もございましたので審議会委員全員です審議していただいたらどうかな?…と、その中でも第5条に書いております審議会まずは部会は…と書いておりますので、いきなり全員で審議会を開いていただいて、その中で専門的な審議を行う時は、委員会のものに対して説明をもらうとか資料を提出してもらうとか、いかがなものかと思いますが。</p>
竹岡会長	<p>部会委員は経ずに専門委員会の方々の協議がまとめれば、それを審議会全員のメンバーで審議をするというご提案ですね。それでいいと思いますけれども、私は…。</p>
事務局	<p>その中で必要がございましたら部会で審議していただくという方法でいかがでしょうか。</p>
竹岡会長	<p>それでは、今のご提案…みなさまのご了承が得られればそんな風にしたいと思います。</p> <p>部会というのは省略いたしまして、最初からこの審議会委員の全体で審議をさせていただく…それの方が心強いですわ…いろんなご意見の方もおられますので…よろしゅうございますか。</p> <p>宮坂委員、どうぞ。</p>
宮坂委員	<p>その場合、特別な場合は部会を開いていくということですけど、その部会というのは条例の規則にあるとおりの学識経験のある方で会を持つということになりますね。</p>
竹岡会長	<p>いや、そうではなくて「もう部会はやめよう」ということでしょ、事務局のご提案は。</p>

事務局	今、おっしゃるとおり必要がございましたら部会ということで…。
竹岡会長	<p>どうい必要がありますかねえ？</p> <p>私は、最初から審議会委員メンバー全員で審議したらいいと思いますよ。宮坂委員、そういうことでよろしいでしょうか？</p>
宮坂委員	<p>わかりました。</p> <p>その時にもう1つお願いしたいのですけれども、部会というのは学識経験者の方で占められるということですが、それを傍聴させていただくということは、できますか？</p>
竹岡会長	<p>学識経験者で部会を構成して、まずそこで審議するというお話が事務局からありまして、私もそれを繰り返したんですが、それはもうやめようということになったんです。</p> <p>そういう理解でいいんでしょう？</p>
事務局	<p>環境保全条例の改正の検討をどのように進めていこうかと最初に検討をいただいた時には専門委員にたたき台を作ってもらおうと、その上で部会を設置して部会で審議してもらって、それを全体の審議会で諮ってもらおうという手順になっておったわけですけれども、この度委員の改正もございましたし、これから専門委員の報告も出てまいりますので、この審議会で、全体でご議論いただきまして、その中で部会を設置してはどうか、あるいは意見書を聴取してはどうか、あるいは新たに専門委員を置いてはどうか…という様なご意見をいただきましたら、それを何とか実現させていただきたい。そういう方向で検討を進めさせていただきたい。という様に考えております。</p> <p>なお、宮坂委員から部会の傍聴についてご意見をいただきましたが、部会は会議公開にはなじまないのではないかという風に考えております。</p>
竹岡会長	どうでしょうか。宮坂委員。
宮坂委員	<p>地方自治法上の機関の別ですね。そこのところで抵触するのではないかというお答えだったんですけれども、さまざまな審議会または地方自治法上の審議会でないそういう委員会または専門委員会というところにも、出させていただいています。その時にはですね、いつもそういう会議場の外で、まず中の検討される皆様方のご了解をいただいた上で出させていただいたりもしますが、そういう手続きをした上で、傍聴をさせていただくという事は可能でしょうか。</p>
事務局	<p>あくまでも、情報公開における自主的な情報提供の中で枠内で検討いただきますので、部会の委員の皆様方の賛同を得られれば、それも可能かと思えます。ですからそれは、その都度議題にもよろうかと思えますけれども、事前にそういうご審議をいただいた上で公開傍聴の可否についてもご検討いただければいいかかと思えます。</p>
竹岡会長	<p>ちょっとまとめておきますと環境保全条例の改定について、ただいま作業の進行していただいている専門委員の方々の協議がまとまれば最初の予定では、部会を構成して審議するという事になっておりましたが部会は省略しまして直ちに環境審議会のメンバー全体で協議をするということにしたいという…こういう結論になったと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでよろしいですか。</p> <p>今日は、たくさんの有益なご意見を賜りましてたいへんありがとうございました。それでは、このあたりで本日は閉会させていただきたいと思えます。</p> <p>はい。</p>

服部委員	要望を言わせていただいでよろしいでしょうか。すみません。
竹岡会長	はい。どうぞ。
服部委員	<p>この度、新任でこの委員にさせていただいたわけですがけれども、今現在生物多様性ということに関して、元々審議会の形としては、市長からの諮問があつて、それに対して審議会が審議するというので、こちら側からこういうことを諮問させていただきたいという様な事を要望するような会議ではないと思うんですけども、今、生物多様性に関する戦略作りが兵庫県下ではどんどん進められていて既に中田先生が委員をされている明石市、神戸市、西宮市、豊岡市、今度宝塚市が動こうとしているんですけども、各市の中で生物多様性市戦略という様な策定が進められようとしています。</p> <p>そういう中で川西市には、先程お話がありました様に日本一の里山を持ち、非常に環境の良いところなので、まず生物多様性に関する戦略作りを川西市でもぜひ進めていただきたいという様な事を要望させていただきます。</p>
竹岡会長	ありがとうございました。
中野委員	ちょっと確認させていただきたいんですが、あのですね、無理なら結構なんですけど、今までの会長様の話では、専門委員会の委員会を経てまとまってきたら審議会全体で話し合つて、服部先生がご提案の様に生物多様性に関する専門委員会を置くことは出来るんですか？出来ないんですか？それをお聞きしたいんです。
事務局	環境保全条例全体を見直す形になっておりますので、その中でそういった制度を盛り込む或いは委員会を設置する・・・というのも可能ではないかと考えます。
竹岡会長	よろしゅうございますか。
中野委員	はい。
竹岡委員	それでは、お疲れ様でございました。どうも、ありがとうございました。